

熊本大学大学院法曹養成研究科  
平成25年度第3期募集 法律科目試験問題

# 憲 法

平成25年1月27日（日） 13:00～15:00

## 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例について、[資料]を参考にして、設問に答えなさい。(配点：40点)

XはA新聞釧路支社報道部写真班員であり、昭和28年12月10日午前10時半頃釧路地方裁判所第一号法廷において被告人Zに対する強盗殺人被告事件の公判が開廷された際、当該事件の取材のため法廷内の新聞記者席に居合せていた。公判開廷前の同日午前9時半頃当裁判所刑事部書記官室において当裁判所書記官Oより、「本日の公判に関する公判廷における写真の撮影は審理の都合上、裁判官が入廷し、公判が開始された以後はこれを許さないから公判開始前に撮影されたい。」旨の裁判所の条件付き許可を告知されていた。しかし、Xは裁判官が入廷し、当該被告事件の公判が開始され、人定質問のため、Zが証言台に立つと、裁判長の許可を得ることなく勝手に記者席を離れ、法廷内の一段高い裁判官席の設けられてある壇上に登るために、カメラを携帯して傍聴席より向って右側の壇上に至る階段を駆上り始めたので、裁判長は「写真は駄目です。」と制止した。Xはこれに従わず、壇上からZに向ってカメラを構え、Zの写真1枚を裁判所の許可なく、かつ裁判長の命令を無視して撮影した。

裁判所は、法廷等の秩序維持に関する法律に基づいて、Xを制裁を科する裁判に付した。

設問1 この裁判において、Xの憲法上の主張を理由と共に簡条書きにまとめなさい。

設問2 Xの主張に対して、あなたの見解を述べなさい。

[資料] 法廷等の秩序維持に関する法律 (昭和27年7月31日法律第286号)

第2条 裁判所又は裁判官(以下「裁判所」という。)が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けん騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、20日以下の監置若しくは3万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。

2 監置は、監置場に留置する。

第3条 前条第1項の規定による制裁は、裁判所が科する。

2 以下略

第4条 制裁を科する裁判は、決定とする。

2 以下略

以上